

福岡県歯科医師会

事業1課 中村様

お世話になっております。

本日、ご連絡いたしました件について送信いたします。

よろしく願いいたします。


(補足)

「別紙1」については、全国的な内容となっており、一部、九州審査事務センター（現行の福岡支部）の取扱いと異なっていることから、「別紙3」を参照願います。

なお、「別紙3」につきましては、9月5日（月）に各保険医療機関（薬局）へ発送する予定でありますことを申し添えます。

※特に現行の取扱いと変更はありません。

足立 利明（支払基金福岡支部審査企画部事業管理課）

 092-688-8285

# 令和4年10月審査事務集約時の変更点 (医療機関【歯科】)

## レセプトの提出先

電子媒体及び紙レセプトの提出方法・提出先は各都道府県の審査委員会事務局です。  
住所は従来同様、医療機関の所在する支部と変わりません。

- ※ 電子レセプトによる請求をしている医療機関が、返戻再請求（月遅れレセプト）を紙レセプトで提出する場合、その紙レセプトは審査委員会事務局への提出となります。
- ※ 特定健診・特定保健指導の電子媒体、出産育児一時金等代理申請・受取請求書の紙及び電子媒体も、各都道府県の審査委員会事務局へご提出願います。

## 審査決定

各都道府県審査委員会での審査決定の仕組みは変わりません。

- ※ 主として、これまで支部でレセプト点検をしてきた職員が、引き続き審査事務を行います。
- ※ 地域医療や医療機関の特性を熟知した審査委員が、引き続き各都道府県で審査を行います。

## 各種届出の窓口

各種届出の窓口は各都道府県の審査委員会事務局です。  
住所は従来同様、医療機関の所在する支部と変わりません。

- ※ 診療報酬等振込銀行（口座）変更届、電子証明書発行依頼書、特定健診・特定保健指導機関届 など

## その他の主な照会先

- ① 出産育児一時金等に関すること
- ② 特定健診の届出・内容（請求・支払）に関すること
- ③ 当座口振込通知書の内容・再発行・未送付等に関すること



審査委員会事務局宛て  
ご連絡願います

## 審査結果に関する問い合わせ **変更**

・電子レセプト請求医療機関 → センター・分室の審査事務担当者の照会連絡先にご照会ください。

そうでない場合、転送により時間がかかることがあります。

・紙レセプト請求医療機関 → 審査委員会事務局の審査事務担当者の照会連絡先にご照会ください。

※ センター併設事務局のある都道府県の紙レセプト請求医療機関はセンター・分室の担当者が対応します。

※ 群馬県及び島根県所在の紙レセプト請求医療機関については、高崎分室、米子分室でそれぞれ対応いたします。

▶ 9月5日、9月30日の増減点連絡書等の発送に同封して、医療機関ごとに、支払基金の担当者と照会連絡先のご案内を送付します。

▶ 支払基金ホームページに「医療機関等照会連絡先検索機能」を登載します。  
(9月下旬運用開始予定)

医療機関コードを入力することにより、担当者、照会連絡先を確認することができます。

## 再審査等請求書の提出

変更

○審査結果に対する再審査請求や、レセプトの取下げ依頼における再審査等請求書の提出先が変更となります。

- ・ 電子レセプト請求医療機関 → 審査事務センター・分室の審査事務担当者宛て
- ・ 紙レセプト請求医療機関 → 審査委員会事務局の審査事務担当者宛て  
(センター併設事務局を除きます。また、群馬県及び島根県所在の医療機関の紙レセプトについては、高崎分室、米子分室でそれぞれ対応いたします。)

## ○提出方法

### ●審査結果に対する再審査等請求書

- ・ オンライン請求医療機関 → 原則、オンラインによりご提出をお願いします。  
※ 資料等を添付した上で再審査請求される場合は、郵送にてご提出ください。
- ・ 電子媒体又は紙レセプト請求医療機関 → 郵送によりご提出をお願いします。  
※ Faxでの受信は廃止させていただきます。

### ●レセプトの取下げ依頼に対する再審査等請求書

- ・ 当月請求のレセプトの取下げ依頼 → 電話によりご依頼ください。  
※ 審査委員会が始まる前日までにお電話いただけますと、レセプトを翌月月初に返戻することが可能です。  
※ 毎月の電話取下げ期限については、毎月医療機関宛て返戻時に送付するお知らせ文書に審査委員会日程を踏まえた取下げ期限日を掲載いたします。
- ・ 前月以前に請求されたレセプトの取下げ依頼
  - オンライン請求医療機関 → 原則、オンラインによりご提出をお願いします。
  - 電子媒体又は紙レセプト請求医療機関 → 郵送によりご提出をお願いします。  
※ Faxでの受信は廃止させていただきます。  
※ なお、提出方法については、この他にメールによる方法を検討しておりますので、おってご連絡申し上げます。

## (参考) 審査事務担当者直通番号の案内送付

県番号	点数表	医療機関等コード	医療機関等名称
14	3	1234567	基金歯科医院 御中

～ 支払基金へのご照会について ～

社会保険診療報酬支払基金は、令和4年10月より職員のレセプト審査事務を全国14か所に集約し、「新生支払基金」として新たなスタートを切ります。

これに伴いまして、各種問い合わせにつきましては、令和4年10月以降、下表の担当者宛て電話番号へご照会いただきますようお願い申し上げます。

なお、照会連絡先へのお電話は、担当者と同一係内の職員へ同時に通知され、担当者に替わり対応することがあります。また、留守番電話にメッセージをいただければ、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

おって、代表番号への問い合わせは転送によりお時間がかかることがあります。

<診療報酬等の審査支払などに関すること>

診療科	担当者	照会連絡先	担当部署
歯科	スズキ 太郎 鈴木 太郎	03-1234-5678	関東審査事務センター 歯科審査第1課 歯科第1係

<再審査等請求書の提出に係るお知らせ>

審査結果に対する再審査請求や、レセプトの取下げ依頼における再審査等請求書の提出先が変更となります。

- 電子レセプト請求医療機関は、審査事務センター・分室の審査事務担当者宛て
  - 紙レセプト請求医療機関は、審査委員会事務局の審査事務担当者宛て
- 提出方法は、
- レセプトの審査結果に対する再審査等請求書
    - オンライン請求医療機関は、原則、オンラインによりご提出願います。
    - 電子媒体又は紙レセプト請求医療機関は、郵送によりご提出願います。
  - レセプトの取下げ依頼に対する再審査等請求書
    - 当月請求のレセプトの取下げ依頼は、電話によりご依頼願います。
    - 前月以前に請求されたレセプトの取下げ依頼
      - ・ オンライン請求医療機関は、原則、オンラインによりご提出願います。
      - ・ 電子媒体又は紙レセプト請求医療機関は、郵送によりご提出願います。
- ※ 提出方法については、この他にメールによる方法を検討しておりますので、おってご連絡申し上げます。
- なお、FAXでの受信は廃止させていただきます。

9月5日と9月30日の返戻発送にて医療機関へ審査事務担当者直通番号等をお知らせします。

## (参考) 医療機関等照会連絡先検索機能

### 医療機関等照会連絡先（問い合わせ先）検索

#### 検索フォーム

県番号	医科・歯科 調剤・訪問	医療機関等コード
14	3	1 2 3 4 5 6 7

検 索



#### 検索結果

県番号	医科・歯科 調剤・訪問	医療機関等コード	医療機関等名称
14	3	1 2 3 4 5 6 7	基金歯科医院

診療科	担当者	照会連絡先	担当部署
	スズキ タロウ 鈴木 太郎	03-1234-5678	関東審査事務センター 歯科審査第1課 歯科第1係

医療機関コードを入力し、検索  
いただくと照会連絡先が表示さ  
れます。

# 集約後の医療機関からの電話照会対応について のポイント



# 集約後の医療機関からの電話照会対応に当たって

- 令和4年10月より医療機関から提出されたレセプトの審査事務に携わる審査事務担当者は全国14拠点に集約することとなりますが、基本的に医療機関からの照会対応は引き続き、担当する医療機関の実情を把握している審査事務センター（分室）の審査事務担当者が担当してまいります。

⇒これを踏まえ、医療機関からの支払基金担当（審査事務担当）を明確にし集約後も医療機関へのサービスの低下がないよう、迅速な照会対応を行うため、以下のとおりの対応を行うこととしています。

これまでと集約後の懸念	集約後
医療機関が所在する支部（審査委員会事務局）の代表電話へご照会いただいておりますが、代表電話からの問い合わせは、審査事務センター職員への転送行為に時間がかかることがあります。	医療機関からの電話照会は、審査事務センター担当職員直通番号でのお問い合わせにご協力をお願いします。  具体的には下表の対応を行うこととしています。
審査事務担当者直通番号の案内送付	支払基金担当者照会機能の構築
医療機関別に審査事務センター（分室）審査事務担当者の ・ 担当者名 ・ 担当者連絡先番号 ・ 担当部署（課・係まで）	さらに医療機関からの照会先確認の利便性の向上に資するよう、 ・ 医療機関ごとに審査事務担当者直通電話番号を検索できる「医療機関等照会連絡先検索機能」を支払基金ホームページにも搭載予定※  ※9月下旬運用開始予定

▶上記内容について、直通番号による問い合わせにご協力いただきますよう、9月5日と9月30日の返戻発送に別紙のとおり医療機関へ審査事務担当者直通番号等をお知らせさせていただきます。

# 再審査等請求書の提出についての ポイント

# 再審査等請求書の提出について 〈変更のポイント〉

## 変更のポイント①

審査結果に対する再審査等請求書の提出先を審査事務担当者宛へ変更します

支払基金では令和4年10月に審査事務担当者を審査事務センター（分室）へ集約します。

集約後は、審査事務センター（分室）所在の医療機関担当者が医療機関の照会窓口となって、ご照会いただいた事項について迅速かつ的確に対応いたします。

再審査処理においても医療機関の審査状況等を熟知している審査事務担当者が細やかな対応を行っていくため、再審査等請求書の提出先を審査事務担当者宛へ変更させていただきます。⇒詳細はスライド10

## 変更のポイント②

当月請求レセプトの取下げ依頼は電話で対応します  
前月以前請求レセプトの取下げ依頼はオンライン請求システム及び郵送で対応します

医療機関の担当者及び照会連絡先電話番号を公表いたしますので、当月請求レセプトの取下げ依頼につきましては、担当者宛てに直接電話にてご依頼いただくことにより、医療機関における再審査等請求書の送付に係る負担を軽減し、迅速かつ的確に対応いたします。

（FAXによる依頼はご遠慮願います。）

なお、電話での対応期限は審査委員会開催前日<sup>※</sup>とさせていただきます。審査委員会開催以降に当月請求レセプトの取下げ依頼をされた場合も、再審査等請求書の提出を求めることなく、担当者が責任をもって翌月以降に保険者に対し返付依頼を行います。⇒詳細はスライド11

提出方法については、この他にメールによる方法を検討しておりますので、おってご連絡いたします。

※毎月の電話取下げ期限については、毎月医療機関宛て返戻時に送付するお知らせ文書に審査委員会日程を踏まえた取下げ期限日を掲載いたします。また、支払基金ホームページの医療機関所在の都道府県ページにも掲載しています。

# 再審査等請求書の提出について 〈現状〉

## 現状

- ◆ 再審査等請求書は、医療機関が
  - ① 審査結果に対する再審査請求
  - ② レセプトの取下げ依頼を行う場合にご提出いただく請求書です。

- ◆ 現行は、医療機関が所在する都道府県の支払基金支部にご提出いただいています。

### 【参考】再審査等請求書の受付件数（全支部合計）

- ・ 審査結果に対する再審査請求…月平均 18,000件
- ・ 前月以前請求レセプトの取下げ依頼…月平均 62,000件
- ・ 当月請求レセプトの取下げ依頼…月平均 20,000件

- ◆ 再審査等請求書の提出方法は、現行は郵送（約8割）・オンライン請求システム（約1割）・持参（約1割）・その他（FAX、TEL（当月請求レセプトの取下げ依頼のみ対応））となっております。

## 〈国民健康保険団体連合会の現状〉

- ◆ 再審査等請求書については、全国统一された名称・様式ではなく都道府県ごとに異なっており、医療機関からの提出方法については、支払基金への提出方法と同様です。

## 集約後

## ① 審査結果に対する再審査請求について

再審査等請求書の提出先及び提出方法を次のとおり変更いたしますのでご協力をお願いいたします。医療機関からのお申出に対し、審査事務担当者が責任を持って確実に対応して参ります。

### ■ 電子レセプト請求医療機関

- 医療機関ごとに担当者を設けております審査事務センター（分室）の審査事務担当者宛へ、再審査等請求書をご提出ください。審査事務担当者は担当医療機関の審査状況等を熟知しておりますので、ご請求された内容を確認し医療機関へ再度照会する場合等、迅速な対応が可能となります。
- オンライン請求医療機関は原則オンラインにより、電子媒体（CD-R等）請求医療機関は審査事務担当者宛へ、郵送によりご請求ください。
- ※ 資料等を添付した上で再審査請求される場合は、審査事務担当者宛へ、郵送でご提出ください。
- 再審査等請求書については月単位の処理としておりますので、審査委員会事務局へご提出されますと、引継ぎの関係上、審査事務担当者所在の審査事務センター（分室）へ直接ご提出いただいた場合と比較し最大1か月処理が遅れる場合がありますので、ご了承願います。

### ■ 紙レセプト請求医療機関

審査委員会事務局の審査事務担当者宛へ、郵送によりご提出ください。

（下枠内の都道府県に所在する医療機関は、センター（分室）の審査事務担当者宛へご提出ください。）

北海道・宮城県・岩手県・群馬県※・埼玉県・東京都・石川県・愛知県・大阪府・広島県・島根県※・香川県・福岡県・熊本県

※群馬県及び島根県所在の医療機関については審査事務担当者が分室（高崎及び米子）に所在しています

提出先の審査事務担当者は、9月5日と9月30日の返戻発送に併せて医療機関別の文書を送付しお知らせします。また、支払基金ホームページの医療機関等照会連絡先検索機能によりご確認ください。



# 再審査等請求書の提出について 〈集約後 ②レセプトの取下げ依頼〉

## 集約後

## ②レセプトの取下げ依頼について

再審査等請求書の提出先及び提出方法を次のとおり変更いたしますのでご協力をお願いいたします。医療機関からのお申出に対し、審査事務担当者が責任を持って確実に対応して参ります。

### ■ 電子レセプト請求医療機関

- 当月請求されたレセプトの取下げ依頼については、医療機関ごとに担当者を設けております審査事務センター（分室）の審査事務担当者へ、電話によりご依頼ください。なお、審査委員会が始まる前日までにお電話をいただけますと、レセプトを翌月月初に返戻することが可能です。
- 前月以前に請求されたレセプトの取下げ依頼については、オンライン請求医療機関は原則オンラインにより、電子媒体（CD-R等）請求医療機関は審査事務センター（分室）の審査事務担当者宛へ、再審査等請求書を郵送によりご請求ください。審査事務担当者は担当医療機関の請求状況等を熟知しておりますので、ご請求された内容を確認し医療機関へ再度照会する場合等、迅速な対応が可能となります。
- 再審査等請求書については月単位の処理としておりますので、審査委員会事務局へご提出されますと、引継ぎの関係上、審査事務担当者所在の審査事務センター（分室）へ直接ご提出いただいた場合と比較し最大1か月処理が遅れる場合がありますので、ご了承願います。
- 提出方法については、この他にメールによる方法を検討しておりますので、おってご連絡いたします。

### ■ 紙レセプト請求医療機関

- 当月請求されたレセプトの取下げ依頼は審査委員会事務局の審査事務担当者宛へ、電話によりご依頼ください。
- 前月以前に請求されたレセプトの取下げ依頼は、審査委員会事務局の審査事務担当者宛へ、郵送によりご提出ください。

（下枠内の都道府県に所在する医療機関は、センター（分室）の審査事務担当者宛へご提出ください。）

北海道・宮城県・岩手県・群馬県<sup>※</sup>・埼玉県・東京都・石川県・愛知県・大阪府・広島県・島根県<sup>※</sup>・香川県・福岡県・熊本県

※群馬県及び島根県所在の医療機関については審査事務担当者が分室（高崎及び米子）に所在しています

- 提出方法については、この他にメールによる方法を検討しておりますので、おってご連絡いたします。

提出先の審査事務担当者は、9月5日と9月30日の返戻発送に併せて医療機関別の文書を送付しお知らせします。また、支払基金ホームページの医療機関等照会連絡先検索機能によりご確認いただけます。

レセプトの 請求形態	提出先・連絡先	審査結果に対する 再審査請求	当月請求レセプト の取下げ依頼	前月以前請求レセプト の取下げ依頼
オンライン 請求医療機関	審査事務センター (分室)の審査事 務担当者宛て	オンライン請求 システム (添付資料があ る場合は郵送)	電話 (審査委員会開催 前日まで)	オンライン請求 システム
電子媒体 (CD-R 等) 請求医療機関		郵送		郵送
紙レセプト 請求医療機関	審査委員会事務局 の審査事務担当者 宛て	郵送	電話 (審査委員会開催 前日まで)	郵送

※当月請求レセプトの取下げ依頼については、審査委員会開催前日までに電話連絡いただいた場合に対応可能となります

# 審査運営協議会（現支部運営委員会）の設置



## 審査運営協議会（旧幹事会）の設置

- 支部長を幹事長として、四者構成で支部の業務運営を協議していた旧幹事会を改め、四者構成を維持しつつ、効率的・効果的な基金の業務運営に資するよう、都道府県ごとに基金の審査運営を協議する機関として、「審査運営協議会」を定款に規定したところであり、令和4年10月1日から毎月開催する。

【四者構成】  
協議会委員 8名  
・ 保険者を代表する者  
・ 被保険者を代表する者  
・ 診療担当者を代表する者  
・ 公益を代表する者  
(うち1名は審査委員会事務局長)

## 審査運営協議会の設置までの経緯

- 令和元年の基金法改正において、支部、幹事及び幹事長に関する規定が廃止され、幹事長（支部長）が有していた支部業務の執行権限が、本部理事長に集約された。
- 改正法が施行された令和3年4月以降も、引き続き、関係者間の情報共有等の役割を担う場が必要であることから、現在は、旧幹事会の仕組みを活用しつつ、同様の場として「支部運営委員会」を開催している。
- 今般、関係者間により審査委員会及び審査委員会事務局の審査運営に関して必要な事項を協議するとともに、審査事務センターの運営に関して関係者の意見を述べる機関として、審査運営協議会を設置することとした。

## 審査運営協議会

保険者代表、被保険者代表、診療担当者代表、公益代表の委員それぞれの立場から、センター及び審査委員会事務局が適切かつ着実な事業運営を行っているか、協議し、意見を述べる機関。

### <協議会に報告される事項（主なもの）>

- ① 審査委員会事務局・審査事務センターの業務運営方針（数値目標含む）
- ② 審査委員会事務局の審査の実績
- ③ 審査結果の不合理な差異解消の検討状況
  - ・各ブロックの診療科別WGの検討状況
  - ・ブロックの取決事項と自県の取扱い
  - ・審査の差異の可視化レポートの自県の状況
- ④ 審査事務センターの審査事務の実績
- ⑤ 理事会での協議・報告事項

※審査委員長もオブザーバー出席し、審査委員会の審査実績や差異解消に関する取組などについて医学的要素の説明を行うとともに、協議内容（結果）について審査委員会に共有。

# 集約後の組織体制と審査運営協議会

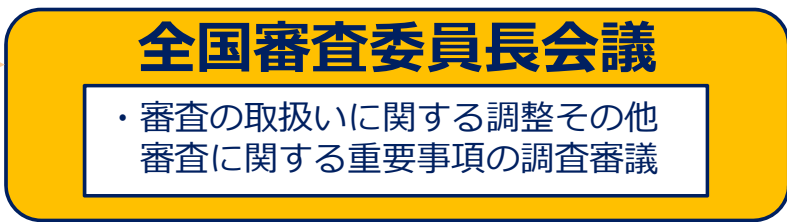
【管理機能】

【審査機能】



本部

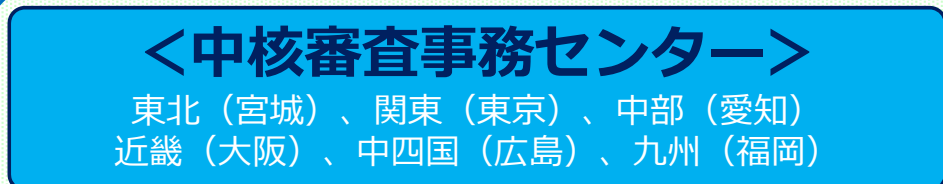
調査審議の補助



全国審査委員長会議

- ・ 審査の取扱いに関する調整その他審査に関する重要事項の調査審議

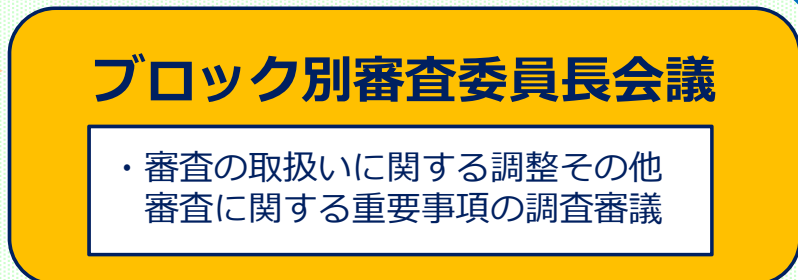
＜ブロック＞ (東北、関東、中部、近畿、中四国、九州)



＜中核審査事務センター＞

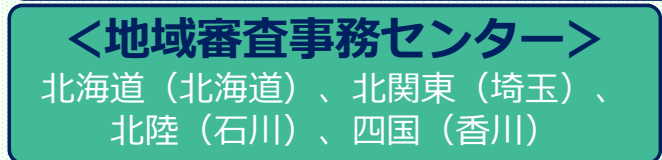
東北（宮城）、関東（東京）、中部（愛知）  
近畿（大阪）、中四国（広島）、九州（福岡）

調査審議の補助



ブロック別審査委員長会議

- ・ 審査の取扱いに関する調整その他審査に関する重要事項の調査審議



＜地域審査事務センター＞

北海道（北海道）、北関東（埼玉）、  
北陸（石川）、四国（香川）



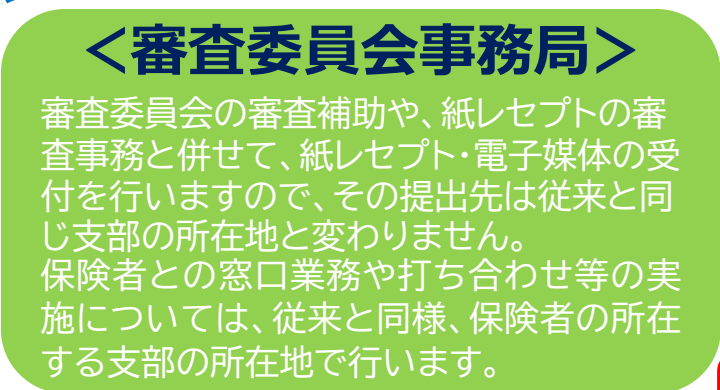
＜分室＞

盛岡、高崎  
米子、熊本



診療科別WG

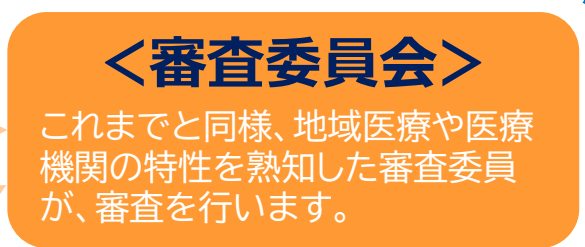
審査事務センターで職員が複数の都道府県を担当することによって発見した差異や、保険者から指摘された審査結果の不合理な差異について、各都道府県の審査委員の代表からなる診療科別WGで解消に向けた調整に取り組みます。



＜審査委員会事務局＞

審査委員会の審査補助や、紙レセプトの審査事務と併せて、紙レセプト・電子媒体の受付を行いますので、その提出先は従来と同じ支部の所在地と変わりません。保険者との窓口業務や打ち合わせ等の実施については、従来と同様、保険者の所在する支部の所在地で行います。

審査の補助



＜審査委員会＞

これまでと同様、地域医療や医療機関の特性を熟知した審査委員が、審査を行います。

協議・意見



＜審査運営協議会＞

- 【四者構成】 協議会委員 8名
- ・ 保険者を代表する者
  - ・ 被保険者を代表する者
  - ・ 診療担当者を代表する者
  - ・ 公益を代表する者（うち1名は審査委員会事務局長）

(●県)

(A県)

※審査委員会、中核審査事務センター、審査委員会事務局、審査運営協議会は本部の下に設置



# 支払基金からのご案内

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

令和4年9月号

支払基金は、10月3日(月)及び4日(火)、全ての審査事務センター・分室、審査委員会事務局を閉所とさせていただきます。  
詳細は最終ページをご覧ください。

令和4年9月

令和4年10月

## ① 診療(調剤)報酬請求書等の受付

オンライン請求利用可能期間 (土・日・祝日も送信可能です)	5日(月)～7日(水) 8:00～21:00					5日(水)～7日(金) 8:00～21:00				
	8日(木)～10日(土) 8:00～24:00					8日(土)～10日(月) 8:00～24:00				
「請求確定」は10日までにお願いします。 ASP結果の訂正は、12日の21時までにはお願いします。										
電子媒体・紙レセプト受付日	6日(火)	7日(水)	8日(木)	9日(金)	10日(土)	6日(木)	7日(金)	8日(土)	9日(日)	10日(月)
	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
○：開所　×：閉所　受付時間：9:00～17:30 郵便等により提出される場合は、10日までの必着でお願いします。										

## ② 特定健診・特定保健指導データの送信(提出)締切日

※郵便等により提出される場合は、封筒の表書きに「特定健診在中」と記載の上、5日必着でお願いします。

オンライン	9月5日(月)	10月5日(水)
利用時間	9:00～21:00	
電子媒体	9月5日(月)必着	10月5日(水)必着
提出時間	9:00～17:30	

## ③ 発送予定日

増減点連絡書等	9月5日(月)	7月診療分	9月30日(金)	8月診療分
当座口振込通知書	9月5日(月)	6月診療分	9月30日(金)	7月診療分

## ④ データ提供日(オンライン請求医療機関等)

振込額明細データ	9月15日(木)	7月診療分	10月15日(土)	8月診療分
当座口振込通知書データ				

## ⑤ 支払予定日

診療(調剤)報酬等	9月21日(水)	7月診療分	10月21日(金)	8月診療分
特定健診・特定保健指導費				
出産育児一時金等	正常分娩(10日提出)分	8月提出分	10月5日(水)	9月提出分
	・正常分娩(25日提出)分			
	・異常分娩分			

支払基金ホームページに福岡支部の情報を掲載しています。

- 支払基金からのご案内
- 福岡支部からのお知らせ
- 医療費助成事業の事業内容 など

支払基金

検索

<https://www.ssk.or.jp/>



◆ トップページ → 本部・支部情報 → 「日本地図」または支部一覧の「福岡支部」よりご覧いただけます。

● 支払基金が受託している医療費助成事業を掲載しています

トップページ → 事業内容 → 医療費助成事業関係業務 → 支払基金が受託している医療費助成事業



# 集約！「新生支払基金」10月始動 Vol.2

## レセプトの審査・審査事務

- ◆ 各都道府県の審査委員会での審査決定の仕組みは変わりません。  
地域医療や医療機関の特性を熟知した審査委員が、引き続き各都道府県で審査を行います。
- ◆ 主として、これまで支部でレセプト点検をしてきた職員が、引き続き審査事務を行います。
  - ・ オンライン又は電子媒体レセプト…14 拠点の審査事務センター・分室で審査事務を行います。
  - ・ 紙レセプト…各都道府県の審査委員会事務局で審査事務を行います。
    - ※ センター併設事務局のある都道府県の紙レセプト請求医療機関はセンター・分室の担当者が対応します。
    - ※ 群馬県及び島根県所在の紙レセプト請求医療機関については、高崎分室、米子分室でそれぞれ対応いたします。

センター併設事務局とは、北海道、岩手、宮城、埼玉、東京、石川、愛知、大阪、広島、香川、福岡、熊本の各事務局です

## レセプト等の提出先

- ◆ 電子媒体及び紙レセプト(返戻再請求分含む)
- ◆ 特定健診・特定保健指導の電子媒体
- ◆ 出産育児一時金等代理申請・受取請求書の紙及び電子媒体



福岡県所在の医療機関等の皆様は、  
現行どおりの窓口へご提出願います。

## 照会先

変更

- ◆ 電子レセプト…九州審査事務センターの審査事務担当者の照会連絡先にご照会ください。  
※照会連絡先以外におかけ頂いた場合、転送等に時間がかかることがあります。
- ◆ 紙レセプト…九州審査事務センターの審査事務担当者の照会連絡先にご照会ください。
- ◆ 支払基金ホームページに「医療機関等照会連絡先検索機能」を登載します。  
医療機関コードを入力することにより、審査事務担当者、照会連絡先を確認することができます。  
(9月下旬運用開始予定)

医療機関等照会連絡先（問い合わせ先）検索

検索フォーム

拠点番号	医科・歯科 調剤・訪問	医療機関等コード
14	1	1 2 3 4 5 6 7

検索



県番号	医科・歯科 調剤・訪問	医療機関等コード	医療機関等名称
14	1	1 2 3 4 5 6 7	基金中央総合病院

診療科	担当者	照会連絡先	担当部署
内科	スズキ タロウ 鈴木 太郎	03-1234-5678	関東審査事務センター 内科審査第1課 内科第1係
外科	タナカ ジロウ 田中 二郎	03-1111-1111	関東審査事務センター 脳外科・外科審査課 心臓外科・外科係
眼科	サトウ ハナコ 佐藤 花子	03-9876-5432	関東審査事務センター 眼科・産婦人科審査第1課 眼科・産婦人科第1係
泌尿器科	タカハシ サブロー 高橋 三郎	03-1212-1212	関東審査事務センター 精神・泌尿器科審査課 精神・泌尿器科第1係

## オンライン請求システムに関する照会 引き続きヘルプデスクを利用ください

- ・ オンライン請求ネットワークサポートデスク 0120-220-571
- ・ オンライン請求システムヘルプデスク 0120-60-7210
- ・ 特定健診・特定保健指導決済システムヘルプデスク 0120-109-957



## 医療機関からの再審査等請求書の提出先及び提出方法

● 審査結果に対する再審査請求や、レセプトの取下げ依頼における再審査等請求書の提出先が変更となります。

- ◆ 電子レセプト請求医療機関
  - ◆ 紙レセプト請求医療機関
- ➔ 九州審査事務センターの審査事務担当者宛て

### ● 提出方法

#### ○ 審査結果に対する再審査等請求書

- ◆ オンライン請求医療機関 ➔ 原則、オンラインによりご提出をお願いします。  
※ 資料等を添付した上で再審査請求される場合は、郵送にてご提出ください。
- ◆ 電子媒体又は紙レセプト請求医療機関 ➔ 郵送によりご提出をお願いします。  
※ FAXでの受信は廃止させていただきます。

#### ○ レセプトの取下げ依頼に係る再審査等請求書

- ◆ 当月請求のレセプトの取下げ依頼 ➔ 電話によりご依頼ください。  
※ 審査委員会が始まる前日までにお電話いただけますと、レセプトを翌月月初に返戻することが可能です。  
※ 毎月の電話取下げ期限については、10月の「支払基金からのご案内」から審査委員会日程を踏まえた取下げ期限日を掲載いたします。
- ◆ 前月以前に請求されたレセプトの取下げ依頼
  - ▶ オンライン請求医療機関 ➔ 原則、オンラインによりご提出をお願いします。
  - ▶ 電子媒体又は紙レセプト請求医療機関 ➔ 郵送によりご提出をお願いします。  
※ 再審査等請求書の様式を変更しておりますので、支払基金ホームページの「様式集」よりダウンロードして使用してください。  
※ FAXでの受信は廃止させていただきます。

### 提出先の審査事務担当者は

支払基金ホームページの「医療機関等照会連絡先検索機能」によりご確認願います。

レセプトの請求形態	提出先・連絡先	審査結果に対する再審査請求	当月請求レセプトの取下げ依頼	前月以前請求レセプトの取下げ依頼
オンライン請求医療機関	九州審査事務センターの審査事務担当者宛て	オンライン請求システム (添付資料がある場合は郵送)	電話(審査委員会開催前日まで)	オンライン請求システム
電子媒体請求医療機関		郵送		郵送
紙レセプト請求医療機関				

### 主な届出の提出先及び窓口

- ① 当座口振込通知書(支払調書)に関すること
- ② 特定健診・特定保健指導機関に関すること
- ③ 保険医療機関届に関すること
- ④ 診療報酬等の振込銀行の変更に関すること
- ⑤ オンライン請求の届出及び電子証明書の発行に関すること
- ⑥ 出産育児一時金等帳票に関すること



福岡審査委員会事務局へご提出願います。  
住所は従来と同様、医療機関の所在する支部と変わりません。

本年10月の審査事務の集約に伴い什器等の移転を行うため、支払基金は、10月3日(月)及び4日(火)について、全ての審査事務センター・分室、審査委員会事務局を閉所とさせていただきます。

増減点連絡書等は9月30日(金)に発送いたしますが、レセプト請求等に係るご照会については、ご迷惑をおかけいたしますが10月6日(木)以降にお願いいたします。

また、オンライン請求システムについては、通常どおり10月1日から4日までをメンテナンスによる運用停止期間とさせていただきます。なお、当該期間中の特定健診システムについては通常の運用となります。



発行所 社会保険診療報酬支払基金福岡支部  
〒812-8532 福岡市博多区美野島1丁目1番8号  
TEL 092-473-6611 (代表)  
FAX 092-473-8620



発行 令和4年9月1日  
発行責任者 有村 保宏  
編集責任者 岡部 英子

県番号	点数表	医療機関等コード	医療機関等名称
14	1	1234567	基金中央総合病院 御中

## ～ 支払基金へのご照会について ～

社会保険診療報酬支払基金は、令和4年10月より職員のレセプト審査事務を全国14か所に集約し、「新生支払基金」として新たなスタートを切ります。

これに伴いまして、各種問い合わせにつきましては、令和4年10月以降、下表の担当者宛てに電話番号へご照会いただきますようお願い申し上げます。

なお、照会連絡先へのお電話は、担当者と同一係内の職員へ同時に通知され、担当者に替わり対応することがあります。また、留守番電話にメッセージをいただければ、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

おって、代表番号への問い合わせは転送によりお時間がかかることがあります。

### <診療報酬等の審査支払などに関すること>

診療科	担当者	照会連絡先	担当部署
内科	スズキ タロウ 鈴木 太郎	03-1234-5678	関東審査事務センター 内科審査第1課 内科第1係
外科	タナカ ジロウ 田中 二郎	03-1111-1111	関東審査事務センター 脳外科・外科審査課 心臓外科・外科係
眼科	サトウ ハナコ 佐藤 花子	03-9876-5432	関東審査事務センター 眼科・産婦人科審査第1課 眼科・産婦人科第1係
泌尿器科	タカハシ サブロウ 高橋 三郎	03-1212-1212	関東審査事務センター 精神・泌尿器科審査課 精神・泌尿器科第1係

### <特定健診・特定保健指導に関すること>

担当者	照会連絡先	担当部署
ハヤシ ナツコ 林 夏子	045-123-5678	神奈川審査委員会事務局 業務第1課業務第1係
ヤマシタ シチロウ 山下 七郎	045-234-6789	神奈川審査委員会事務局 業務第1課業務第1係

### <出産育児一時金等に関すること>

担当者	照会連絡先	担当部署
ヤマダ ハチロウ 山田 八郎	045-567-7890	神奈川審査委員会事務局 業務第1課業務第2係

モリ アキコ 森 秋子	045-789-0123	神奈川審査委員会事務局 業務第1課業務第2係
----------------	--------------	---------------------------

## <再審査等請求書の提出に係るお知らせ>

審査結果に対する再審査請求や、レセプトの取下げ依頼における再審査等請求書の提出先が変更となります。

- 電子レセプト請求医療機関は、審査事務センター・分室の審査事務担当者宛て
- 紙レセプト請求医療機関は、審査委員会事務局の審査事務担当者宛て

提出方法は、

- レセプトの審査結果に対する再審査等請求書
    - オンライン請求医療機関は、原則、オンラインによりご提出願います。
    - 電子媒体又は紙レセプト請求医療機関は、郵送によりご提出願います。
  - レセプトの取下げ依頼に対する再審査等請求書
    - 当月請求のレセプトの取下げ依頼は、電話によりご依頼願います。
    - 前月以前に請求されたレセプトの取下げ依頼
      - ・ オンライン請求医療機関は、原則、オンラインによりご提出願います。
      - ・ 電子媒体又は紙レセプト請求医療機関は、郵送によりご提出願います。
- ※ 提出方法については、この他にメールによる方法を検討しておりますので、おってご連絡申し上げます。
- なお、FAXでの受信は廃止させていただきます。

保険医療機関等の皆様からのご照会について、担当者が責任をもって迅速かつ丁寧に対応してまいりますので、ご照会の際は当該照会連絡先番号での対応にご理解ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

### <お知らせ！>

9月下旬に、支払基金ホームページに「医療機関等照会連絡先検索機能※」を掲載いたします。

医療機関等コードを入力するだけで担当者・照会連絡先を確認できますので、是非、ご活用願います。

※ 掲載場所：支払基金ホームページ <https://www.ssk.or.jp>